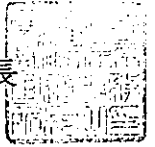


平成25年 3月28日

(社) 東京建設業協会 様

国土交通省関東地方整備局
東京国道事務所 長



「災害時における災害応急対策業務に関する協定」
の公募について (お知らせ)

拝啓 貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より道路行政ならびに東京国道事務所の業務について、ご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成17年度におきまして、首都直下地震などの大規模地震に備えた管内の被害情報を迅速に収集・把握する「緊急巡回活動に関する協定」を締結し、貴協会加盟各社様に協力して頂いているところでありますが、この度、「災害時における災害応急対策業務に関する協定」(以下「災害協定」という)を公募することとなりました。

公共工事においては「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年4月1日)が施行され、工事発注も技術提案の評価結果と価格とを総合的に評価する「総合評価落札方式」が導入されるなど、災害協定についても地域貢献の実績として評価される項目となっております。

つきましては、当事務所と災害協定を締結する希望者を、公平性を確保するため下記の通り公募致しますので、貴協会加盟各社様にお知らせして頂きたいとご案内申し上げます。

敬 具

記

1. 協定の概要

名 称	災害時における災害応急対策業務に関する協定
期 間	平成25年6月1日から 平成26年5月31日または平成27年5月31日まで

2. 募集区間 (全31区間)

※詳細は、公募資料「別紙-2」を参照願います。

3. 主な参加資格

- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条に該当しない者であること。
- ② 関東地方整備局(港湾空港関係を除く)平成25・26年度一般競争入札参加資格業者のうち、一般土木・維持修繕・アスファルト舗装工事・造園工事のいずれ

かに認定されている者であること。

③会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

④東京都内に建設業法に基づく本店・支店または営業所を有すること。

⑤平成9年4月1日以降、東京都内で元請けとして完成・引渡し完了した「道路」の、一般土木・維持修繕・アスファルト舗装工事・造園工事のいずれかの施工実績を有すること。

※上記以外は、公募する公示文を参照願います。

4. 主な技術資料の審査項目

①災害応急復旧協定または契約の締結状況（他の行政機関も含む）

②災害時に使用する建設機械の保有及び手配状況

③災害出動要請時の人員配置状況及び技術力

※上記以外は、公募する公示文を参照願います。

5. 主な手続のスケジュール

平成25年 4月 1日(月)	・ <u>協定締結の公募揭示(事務所ホームページ)</u> ・ 技術資料作成要領の配布開始
4月22日(月)	・ 技術資料提出期限
5月中旬	・ 協定締結者への通知

※上記以外は、公募する公示文を参照願います。

6. その他

事務所ホームページ URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku>

※公募公示はトップページのトピックスに掲載します。

問い合わせ先 東京国道事務所 防災情報課 (斉藤)

TEL 03-3512-9064